

(案)

平成28年度カネミ油症健康実態調査等事業実施要領

1. 目的

カネミ油症については、これまでに有効な治療法等が開発されていないこと、また、患者も高齢化が進んでいること等から、カネミ油症患者の協力を得て、調査前後の健康相談等を含めた相談支援体制の整備を図り、病歴、治療歴、現在の健康状態等のデータを的確に収集し、油症研究の加速的推進に役立てることを目的に、健康実態調査を実施する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、厚生労働省とする。なお、健康実態調査等の実施に当たっては、その事務をカネミ油症患者が居住する都道府県に委託して行うものとする。

3. 対象者

都道府県知事等が認定したカネミ油症患者とする。ただし、健康実態調査については、調査票回答時点で生存している者を対象とする。

なお、健康実態調査票は、平成28年3月31日現在で生存している者に送付するものとする。

4. 事業期間

平成28年〇月〇日生食発〇〇〇〇第〇号「平成28年度カネミ油症健康実態調査の委託について」に基づく契約締結日から平成29年3月31日までとする。

5. 事業の内容

(1) 健康実態調査の実施

各都道府県は、健康実態調査に関して以下の業務を行う。

- ①調査票へ患者コード（8桁）※の記載
- ②調査票一式（依頼状、調査票、口座振込依頼書、連絡票等）の配布
- ③調査票、口座振込依頼書、連絡票の受領及び確認

- ④対象者からの求めに応じて、調査員の派遣
- ⑤健康調査支援金の支給
- ⑥対象者情報の入力（様式1）
- ⑦厚生労働省への健康実態調査の調査票及び対象者情報の送付
- ⑧その他、厚生労働省担当官の指示に基づく健康実態調査に関する業務

※患者コードは、都道府県番号2桁、任意番号2桁、患者番号4桁とし、平成25年度に付与した患者コードを継続して使用すること。

## （2）健康調査支援金の支給

- ①都道府県は、特殊な健康被害を受けたカネミ油症患者の事情に鑑み、調査に協力（データの研究利用に同意しない場合も含む。）し、調査票を提出した対象者に対し、健康調査支援金として、19万円を支給する。
- ②その他、厚生労働省の指示に基づき、健康調査支援金を支給する。

## （3）油症相談支援の実施

以下に示す基準に沿って、相談支援員の設置を行う都道府県については、厚生労働省担当課と事前調整の上、様式2によって申請し、これを実施する。

### （油症相談支援員設置及び委託対象経費の基準）

#### ○患者数100人以上の都道府県

非常勤職員として油症相談支援員を新たに雇用する場合の、人件費に相当する経費を含む相談支援に必要な経費のすべてを支払可能とする。

#### ○患者数100人未満の都道府県

既存の職員（常勤・非常勤を問わない）を油症相談支援員として活用する場合の、相談支援に必要な旅費及び消耗品費等の雑費に相当する経費のみを支払可能とする。

※人件費に相当する経費として支給する経費（賃金、諸手当、諸謝金、委託費等）については、各都道府県の支給規定等に基づき、同等の業務に従事している当該都道府県の職員に対して支給される額を基本とし、外部に委託する場合も、これと同等の金額の範囲で支払いを認める。

※人件費以外の相談支援に必要な経費とは、相談支援員の業務に直接必要となる、旅費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料に限るものとする。

なお、油症相談支援の具体的内容としては、油症相談支援員を相談窓口等に設置し、調査対象者からの健康相談への対応等、以下の業務を実施するものとする。

①患者情報の把握

患者情報を把握するため、健康実態調査の調査結果をもとに認定患者の状況等について積極的に情報を収集する。

②日常の電話相談や対面相談

油症治療研究班に所属する油症相談員の指導・連携のもと、認定患者からのカネミ油症に関する様々な相談に対応。必要に応じて、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関との連絡調整を実施する。

③油症検診時の面談（患者の健康管理と日常生活への支援）

油症治療研究班に所属する油症相談員の指導・連携のもと、油症検診時における認定患者との面談を実施する。また、油症検診に帯同し、認定患者との面談を行い、症状の経過や新たな疾患の発症状況等について確認し、健康状況を把握する。さらに、症状や病気に対する不安や生活面等の相談に対応する。

なお、相談内容により、必要に応じて、各油症相談員、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターなど関係機関との連絡調整を行う。

④患者宅への訪問面談

患者の健康管理と日常生活への支援を目的として各自治体の実情に応じた訪問を実施する。

⑤研修会への参加

油症治療研究班と連携し、カネミ油症に関する知識の向上や相談業務の情報共有等を行うことを目的として、年1～2回程度関係者が一同に会する研修会等に参加する。

⑥その他

その他、国の指定するカネミ油症に係る業務を実施する。

(4) 対象者への記載内容の確認

厚生労働省による調査票の集計・分析過程において、記載内容の確認が必要となった場合、厚生労働省からの求めに応じて、対象者への確認を行う。

## 6. 健康実態調査の集計

厚生労働省は、都道府県から送付された調査票等を集計し取りまとめる。

## 7. 健康実態調査の公表

健康実態調査の集計結果については、厚生労働省が公表する。

## 8. 他の都道府県への協力依頼

厚生労働省は、本実施要領の円滑な施行のため、必要に応じ、油症患者が居住する都道府県に対し、協力を依頼するものとする。

## 9. 調査票の提出期限

都道府県は、委託を受けた本事業の結果を取りまとめ、下記に定めるとおり報告書等を提出すること。

### (1) 健康実態調査報告書（健康実態調査の調査票及び対象者情報）の提出期限、提出先及び部数

提出期限：平成 28 年 7 月 31 日

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：調査票、対象者情報（CD-R等）1式

### (2) 相談支援員活動報告書（様式3）の提出期限、提出先及び部数

提出期限：毎月 10 日までに、前月分の実績を提出すること

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：報告書 1 部

### (3) 事業完了報告書の提出期限、提出先及び部数

提出期限：平成 29 年 4 月 11 日

提出場所：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

提出部数：1 部

## 10. 守秘義務

(1) 都道府県は、本事業の成果又は、提供を受けた資料について、善良たる管理者として利用・保管し、秘密の保持等については、万全の措置を講ずるものとする。

(2) 都道府県は、特に個人が特定され得るものに係る情報の取扱については、

その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨、指導するものとする。

#### 11. その他

都道府県は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部事項について必要と認めるときには、厚生労働省担当部局と速やかに協議し、その指示に従うものとする。



(様式2)

第 ○ ○ ○ 番  
平成 28 年 ○ 月 ○ 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

○ ○ ○ 知 事

平成 28 年度カネミ油症健康実態調査等事業の委託について（申請）

平成○○年○月○日付け生食発○○○第○号で、実施要領の通知があった平成 28 年度カネミ油症健康実態調査等事業に関し、実施要領 5（3）の油症相談支援について、実施要領のとおり委託を受けたいので、申請する。

(様式3)

油症相談支援員活動報告書

平成 年 月 日

都道府県名

No	日付	性別	相談区分 (該当する区分に○を記載)			相談内容	備考
			認定患者	未認定患者	その他 (患者家族 等)		
例	1月1日	男性			○	知人に油症と思われる者がいるのだけれど、油症の証明はどうかやったらもらえるのか？ 油症の症状が出た場合はどこを受診したらいいのか？ →油症認定までの流れについて説明した。 また、油症センターのHPを案内し、油症に関する情報をご覧頂くようお願いした。	
1							
2							
3							
4							
5							

※油症相談支援員の活動実績がなかった場合も、「該当なし」と記載して提出すること。(油症相談支援の委託を受けておらず、相談支援員を設置していない都道府県は、提出の必要はない。)